

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤労手当において、基準日にそれぞれ在職する常勤役員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、基本給月額を0.2%引下げた。 また、期末・勤労手当の年間支給月数を0.15月分引下げた。	
理事		
理事(非常勤)		改定なし
監事		「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、基本給月額を0.2%引下げた。 また、期末・勤労手当の年間支給月数を0.15月分引下げた。
監事(非常勤)		改定なし

#### 2 役員等の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,861	11,884	4,264	713 (地域手当)			※
A理事	13,553	9,376	3,364	562 (地域手当) 250 (通勤手当)			
B理事	13,409	9,376	3,364	562 (地域手当) 106 (通勤手当)			※
C理事	11,336	7,816	3,002	468 (地域手当) 49 (通勤手当)			◇
D理事 (非常勤)	1,356	1,356	0	0 ( )			
A監事 (非常勤)	1,128	1,128	0	0 ( )	4月1日		※
B監事 (非常勤)	1,128	1,128	0	0 ( )		3月31日	

注1：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する役員に支給している。

注2：「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者を示す。

注3：総額、各内訳については、千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

職員数の適性化を図りつつ、中長期的な観点から人事管理計画を行い、人件費の管理を講じている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給(昇格)	勤務成績が良好で、かつ、職務遂行能力が特に優れている場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。
基本給(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分により昇給させることができる。
賞与・勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、以下のとおり改正を行った。

- ① 40歳台以上の職員を中心に基本給月額を0.1%～0.2%引下げた。
- ② 55歳を越える職員(事務・技術職員5級以下及び教員職員4級以下の職員を除く。)の基本給月額を1.5%引下げた。
- ③ 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.2月分引下げた。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	309人	40.9歳	6,695千円	5,003千円	104千円	1,692千円
事務・技術	117人	36.4歳	4,864千円	3,696千円	143千円	1,168千円
教育職種(大学教員)	191人	43.6歳	7,823千円	5,808千円	81千円	2,015千円
その他医療職種(看護師)	1人	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	63	39.0	5,268	5,244	1	24
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育研究系 有期契約職員	人 61	歳 38.7	千円 5,341	千円 5,341	千円 0	千円 0

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注3：常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4：非常勤職員の事務・技術については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5：非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注6：非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	61	38.7	5,341	5,341	0	0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育研究系 有期契約職員	人 61	歳 38.7	千円 5,341	千円 5,341	千円 0	千円 0

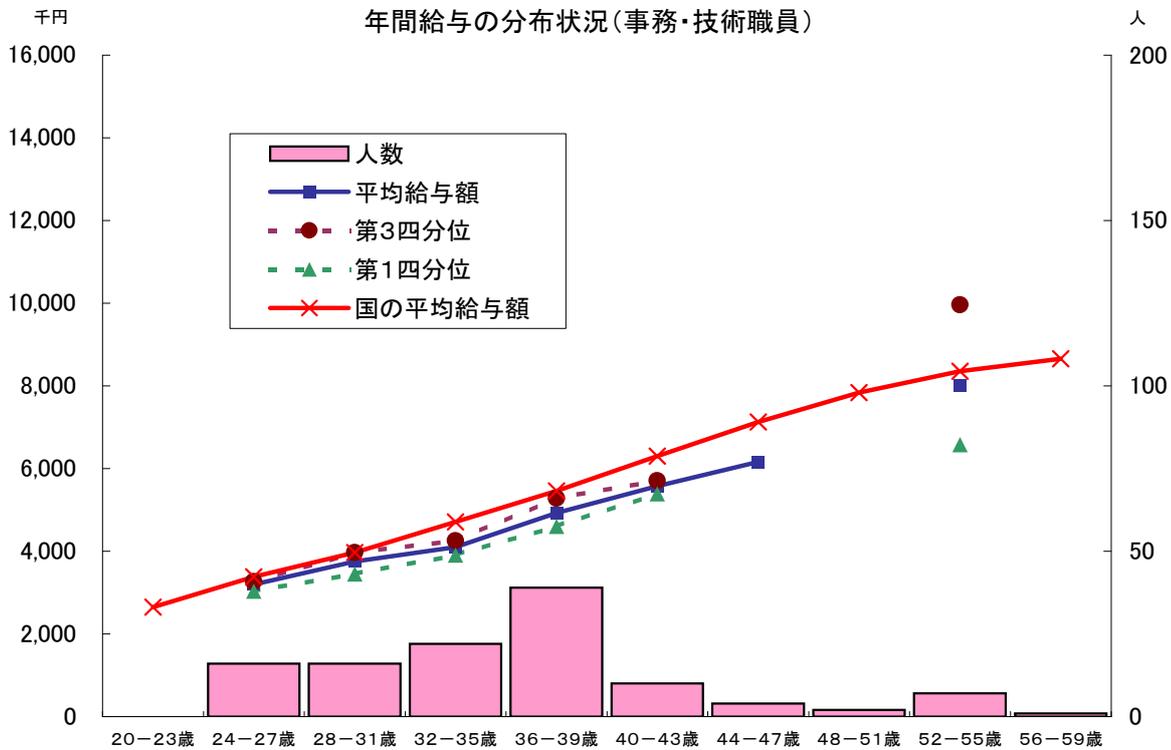
注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

注3：非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢44～47歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3：年齢48～51歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注4：年齢56～59歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

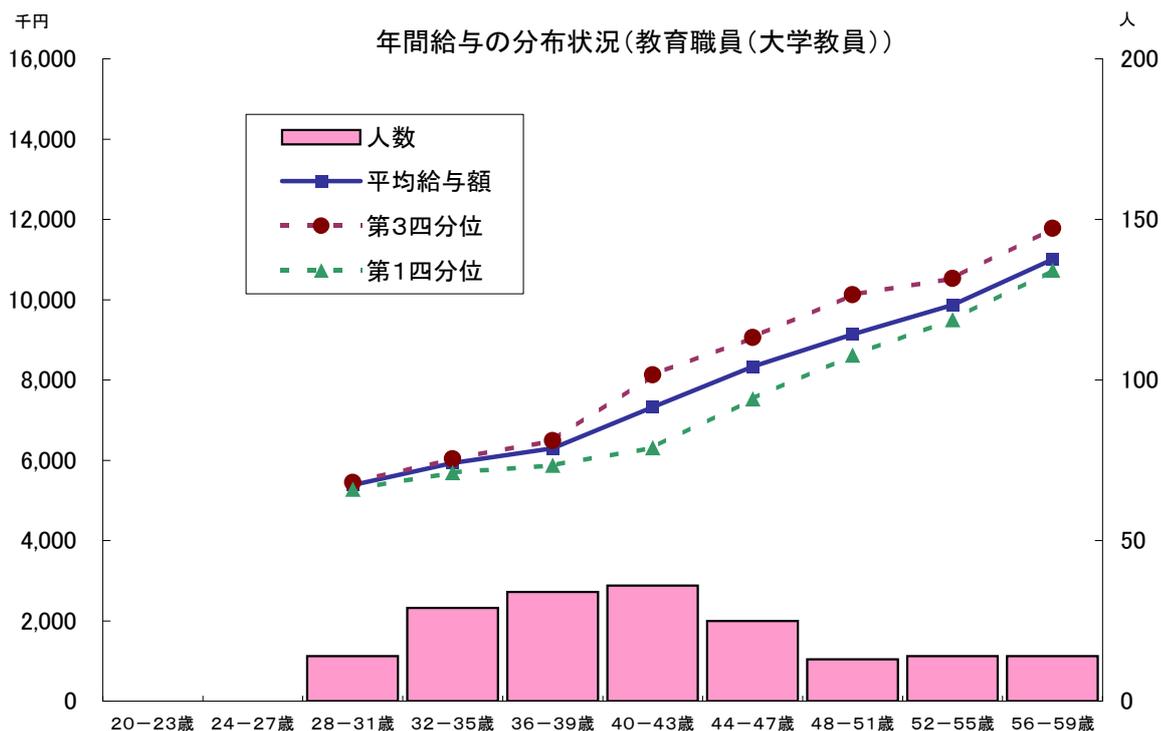
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
部長	1	-	-	-	-	-	-
課長	4	54.8	-	-	9,117	-	-
課長補佐	4	51.8	-	-	6,962	-	-
係長	33	40.4	5,255	5,433	5,433	5,574	5,574
主任	11	36.8	4,376	4,623	4,623	4,876	4,876
係員	64	32.0	3,358	3,875	3,875	4,223	4,223

注1：部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：課長及び課長補佐の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	56	53.7	9,860	10,563	11,178
准教授	36	43.1	7,707	8,128	8,500
助教	93	37.9	5,717	6,037	6,404
助手	3	45.8	-	6,312	-
教務職員	3	40.2	-	4,735	-

注1：助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2：教務職員の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	117人	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	該当者なし ( )%	1人 (0.9%)	4人 (3.4%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	57～52
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	～	～	～	7,842 ～6,370
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～	～	10,277 ～8,473

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		該当者なし ( )%	4人 (3.4%)	40人 (34.2%)	50人 (42.7%)	18人 (15.4%)
年齢(最高 ～最低)		～	54～47	51～36	54～28	29～24
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	5,421 ～4,880	4,679 ～3,258	3,710 ～2,538	2,763 ～2,233
年間給与 額(最高～ 最低)		～	7,403 ～6,582	6,288 ～4,393	4,978 ～3,388	3,665 ～2,950

注：7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		学長が特に必要と認める教員	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	191人	該当者なし ( )%	56人 (29.3%)	36人 (18.8%)	該当者なし ( )%	96人 (50.3%)	3人 (1.6%)
年齢(最高 ～最低)		～	64～43	63～33	～	57～29	46～36
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	9,464 ～5,894	7,213 ～4,711	～	5,587 ～3,838	3,727 ～3,437
年間給与 額(最高～ 最低)		～	12,877 ～7,978	9,850 ～6,508	～	7,529 ～5,070	4,931 ～4,546

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 63.5	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 36.5	% 36.4
	最高～最低	% 44.8～33.4	% 41.7～31.4	% 43.2～32.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 64.9	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 35.1	% 34.7
	最高～最低	% 34.9～32.3	% 47.6～29.6	% 42.1～31.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 61.9	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 38.1	% 36.8
	最高～最低	% 45.0～33.6	% 47.1～31.2	% 45.9～32.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 65.2	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 34.8	% 34.7
	最高～最低	% 44.9～32.8	% 47.5～29.9	% 45.8～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	90.8
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	100.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	98.4
------------------------	------

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.8	
	参考	地域勘案 99.0
		学歴勘案 89.2
	地域・学歴勘案 98.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 72% (国からの財政支出額 6,697,000,000円、支出予算の総額 9,245,000,000円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えているが、対国家公務員指数が100以下であるため、本学の給与水準は適正である。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 97.8

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,556,650	2,608,577	△ 51,927	(△2.0)	- (-)
退職手当支給額 (B)	206,531	42,267	164,264	(388.6)	- (-)
非常勤役職員等給与 (C)	1,134,964	1,184,797	△ 49,833	(△4.2)	- (-)
福利厚生費 (D)	413,237	407,299	5,938	(1.5)	- (-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,311,382	4,242,940	68,442	(1.6)	- (-)

注1：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上する。

#### 総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」について、前年度と比較して2.0%減となったのは、基本給月額の見直し、期末・勤勉手当の見直し及び常勤教員の欠員が減額要因として挙げられる。  
また、「最広義人件費」について、前年度と比較して1.6%増となったのは、常勤教職員の退職者数の増大に伴う「退職手当支給額」の増額及び保険料率の引上げに伴う「福利厚生費」の増額が増額要因として挙げられる。
- ② i) 本学では、行革推進法に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した取組みを行うことを中期目標に掲げている。  
ii) 中期計画において、平成18年度からの5年間に於いて、5%以上の人件費削減を行うこととしている。

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,024,683	2,691,347	2,614,598	2,602,487	2,608,577	2,556,650
人件費削減率 (%)		△11.0	△13.6	△14.0	△13.8	△15.5
人件費削減率(補正值) (%)		△11.0	△14.3	△14.7	△12.1	△12.3

注1：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(-)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

注2：基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。